

保険給付一覧 健康保険組合では



被保険者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付			付加給付 ● リリー健保独自の給付 法定給付に加えて支給
給付の種類	支給要件	給付内容	
○ 病気やけがをしたとき			
療 養 の 給 付	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の 7 割	●一部負担還元金 自己負担額（1 カ月、1 件ごと。高額療養費は除く）から 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	〈70 歳～74 歳の場合〉 8 割（現役並み所得者：7 割）	
療 養 費	立て替え払いをしたとき		
高 額 療 養 費	1 件の療養に関して、1 カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額(1 カ月)を超えた額 ●標準報酬月額の所得区分 83 万円以上：252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 53～79 万円：167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 28～50 万円：80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、4 カ月目からは自己負担限度額が低額になります ※70 歳～74 歳の自己負担限度額は異なります	●合算高額療養費付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から 1 件につき 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
合 算 高 額 療 養 費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が 1 カ月に 2 件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		
高額介護合算療養費	1 年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額(1 年)を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額	
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の 7 割 ※70 歳～74 歳の給付割合は療養の給付と同様です	●訪問看護療養費付加金 上記、「一部負担還元金」と同様
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1 日 3 食を限度に 1 食あたり 490 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
入院時生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として 1 日 3 食を限度に 1 食あたり 490 円を超えた額、居住費として 1 日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
移 送 費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	
○ 病気やけがで働けないとき			
傷 病 手 当 金	療養のために休業し、給料を受けられないとき	休業 1 日につき〔直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1〕の 3 分の 2 相当額 ●支給期間：欠勤 4 日目から通算して 1 年 6 カ月間	●傷病手当金付加金 〔直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1〕の 10% に相当する額を支給
○ 出産をしたとき			
出 産 手 当 金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休業 1 日につき〔直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1〕の 3 分の 2 相当額 ●支給期間：出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給）、出産の日後 56 日間	●出産育児一時金付加金 1 児につき 100,000 円を支給
出産育児一時金	出産をしたとき	1 児につき 500,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 488,000 円になります	
○ 死亡したとき			
埋 葬 料	死亡したとき	一律 50,000 円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給	●埋葬料付加金 10,000 円を支給

こんな保険給付を行っています



被扶養者の給付一覧

法定給付 ● 健康保険法で決められた給付			付加給付 ● リリー健保独自の給付 法定給付に加えて支給
給付の種類	支給要件	給付内容	
○ 病気やけがをしたとき			
家族療養費	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の 7 割 〈小学校入学前の場合〉 8 割 〈70 歳～74 歳の場合〉 8 割（現役並み所得者：7 割）	● 家族療養費付加金 自己負担額（1 カ月、1 件ごと。家族高額療養費は除く）から 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
* 保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき		
* 療養費	立て替え払いをしたとき		
高額療養費	1 件の療養に関して、1 カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 カ月）を超えた額 ● 標準報酬月額別の所得区分 83 万円以上：252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 53～79 万円：167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 28～50 万円：80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に 3 カ月以上高額療養費に該当した場合、4 カ月目からは自己負担限度額が低額になります ※70 歳～74 歳の自己負担限度額は異なります	
合算高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が 1 カ月に 2 件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		● 合算高額療養費付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から 1 件につき 20,000 円を控除した額 1,000 円未満不支給 100 円未満切り捨て
高額介護合算療養費	1 年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 年）を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額	
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の 7 割 ※小学校入学前・70 歳～74 歳の給付割合は家族療養費と同様です	● 家族訪問看護療養費付加金 上記、「家族療養費付加金」と同様
* 入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1 日 3 食を限度に 1 食あたり 490 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
* 入院時生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として 1 日 3 食を限度に 1 食あたり 490 円を超えた額、居住費として 1 日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります	
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするととき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費	
○ 出産をしたとき			
家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	1 児につき 500,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 488,000 円になります	● 家族出産育児一時金付加金 1 児につき 100,000 円を支給
○ 死亡したとき			
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律 50,000 円	● 家族埋葬料付加金 10,000 円を支給

*「保険外併用療養費」「療養費」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」が被扶養者に支給されるときは「家族療養費」として支給されます。

一部負担還元金、家族療養費付加金、高額療養費、合算高額療養費（付加金）や直接支払制度を使った場合の（家族）出産育児一時金付加金（差額内払金含む）については自動払いのため、申請不要。健康保険組合からの給付金は原則給与口座にお振り込みし、支給決定通知書をご自宅に送付します。

※会社の一般医療費・歯科治療費補助制度の申請に支給決定通知書（写）が必要になりますので、大切に保管しておいてください。
※なお、一般医療費・歯科治療費補助制度申請窓口はリリー社員は人事オペレーション、エランコ社員はBDOになりますので、詳細については直接ご確認ください。
※手続きの詳細については健保ホームページを参照、またはリリー健保へお問い合わせください。申請書は健保ホームページからダウンロードできます。